

# 社会保険事業状況（平成17年11月現在）

## I. 医療保険

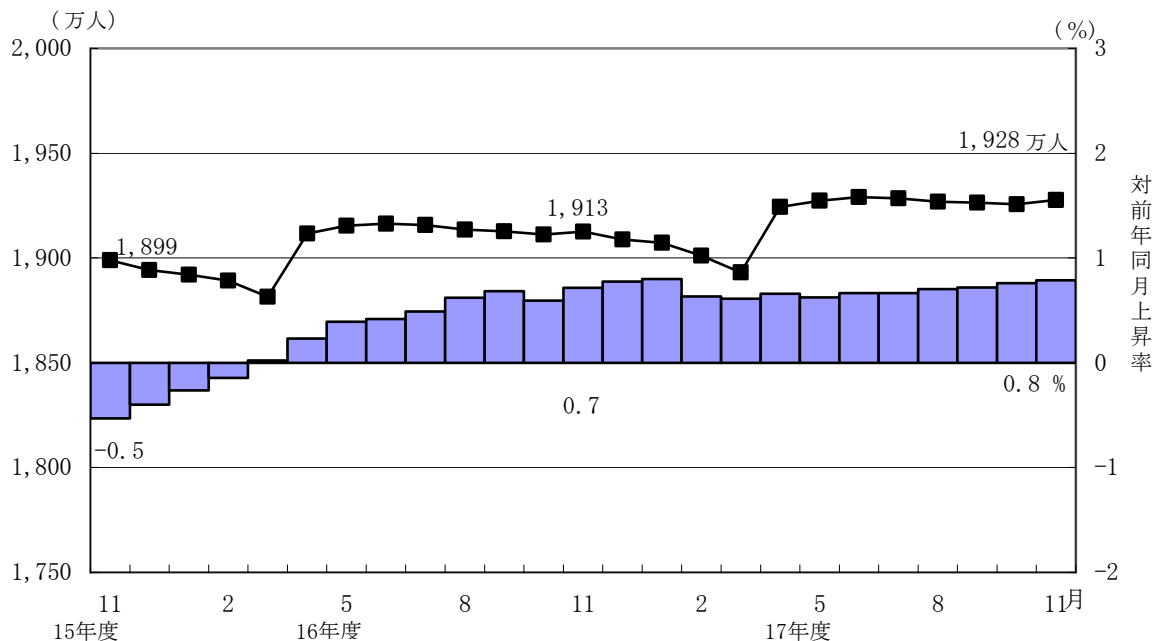
### 1. 総括

#### (1) 適用状況

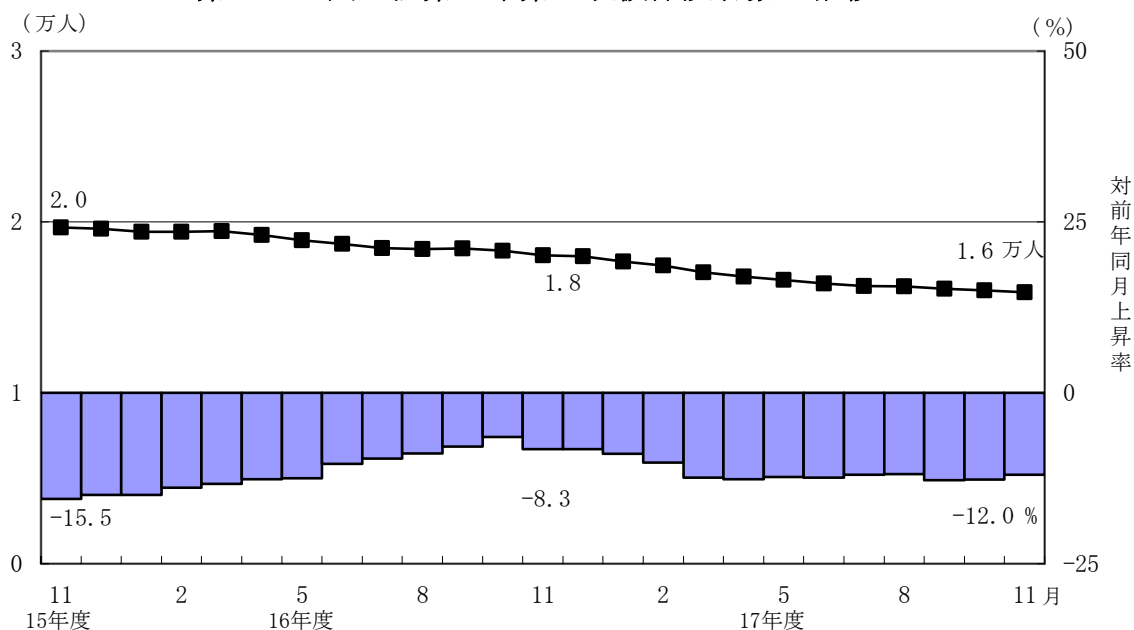
平成17年11月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,927万6千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は15万1千人（対前年同月比0.8%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.0%減）、船員保険は1千人（同1.1%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年11月末現在の政管健保適用の事業所数は151万1千（対前年同月比1.0%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.5%減）、17年10月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.3%減）となっている。

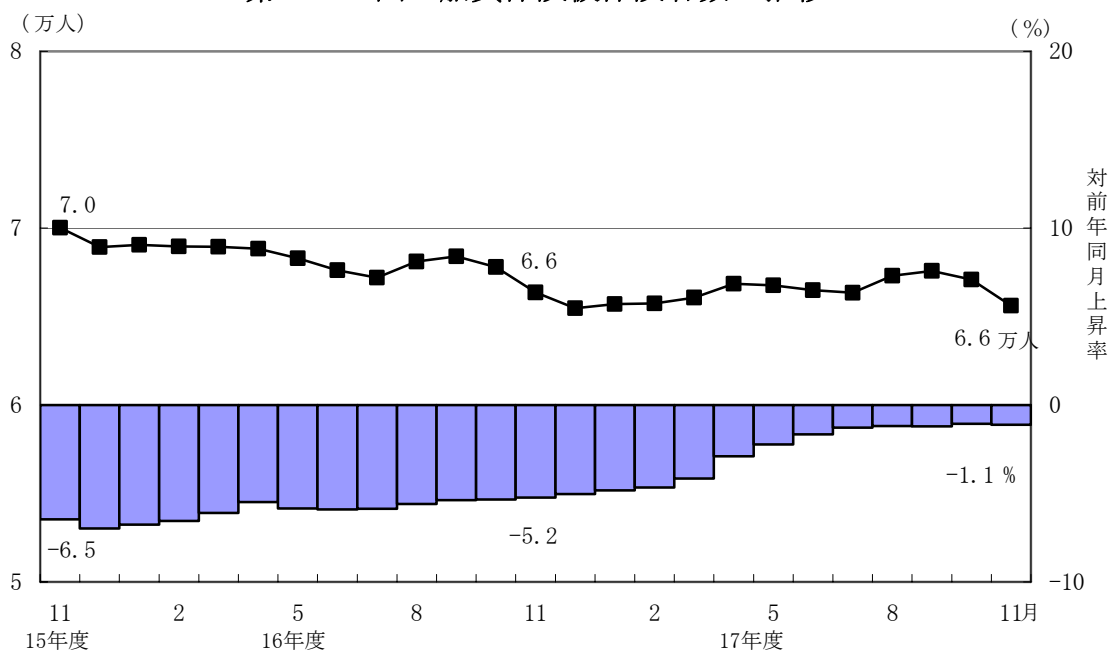
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年11月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万4,441円（対前年同月比0.0%増）であり、平成10年10月から減少が続いていたが、平成17年7月より増加に転じている。船員保険38万2,836円（同0.1%減）である。また、法第3条第2項被保険者の17年10月末の賃金日額の前平均は1万2,977円（同2.4%増）である。

平成17年11月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万3千か所、法第3条第2項被保険者2か所、船員保険の船舶所有者数28か所となっている。被保険者数は、政

管健保28万1千人、法第3条第2項被保険者82人、船員保険335人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保23万円、法第3条第2項被保険者12万3千円、船員保険44万3千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年11月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,279万3千人（対前年同月比0.9%増）、法第3条第2項被保険者1万4千人（同12.8%減）、船員保険7万5千人（同2.1%減）である。

平成17年11月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の内、政管健保31万6,283円（対前年同月比0.2%減）、船員保険40万9,195円（同0.1%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年10月末の賃金日額の平均は1万3,049円（同0.9%増）である。

## (2) 給付状況

平成17年11月の保険給付費は、政管健保3,359億7千万円（対前年同月比3.8%増）、法第3条第2項被保険者分2億7千万円（同2.6%減）、船員保険21億5千万円（同2.4%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同2.8%増）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同10.1%増）、船員保険3万3千円（同3.5%増）である。

## (3) 診療費の状況

平成17年11月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,322億円（対前年同月比2.7%増）、法第3条第2項被保険者分2億6千万円（同0.5%減）、船員保険18億1千万円（同0.7%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年11月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	20,360	39,508	3,322	2.9	0.5	2.7
法第3条第2項	13	30	3	△ 5.6	△ 7.5	△ 1.0
組合健保	16,900	31,290	2,483	3.3	0.9	2.7
船員保険	91	194	18	△ 0.2	△ 2.7	0.7
共済組合	5,480	10,085	807	2.0	△ 0.3	1.5
小 計	42,844	81,107	6,632	2.9	0.6	2.5
国 保	29,891	68,924	6,686	6.3	4.0	6.7
老人保健	21,893	67,935	7,875	△ 3.1	△ 3.7	△ 0.1
合 計	94,628	217,965	21,193	2.5	0.2	2.8

- (注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。  
2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。  
3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成17年11月末現在の被保険者数1,927万6千人のうち、男子の被保険者数は1,205万6千人（対前年同月比0.7%増）、女子は722万人（同0.9%増）である。また、任意適用被保険者数は50万5千人（同1.1%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は45万3千人（同7.0%減）で、全体の2.3%である。

平成17年11月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,841円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万6,978円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成17年11月末現在の被扶養者数は1,647万8千人で、扶養率は0.855となっている。

### (2) 給付状況

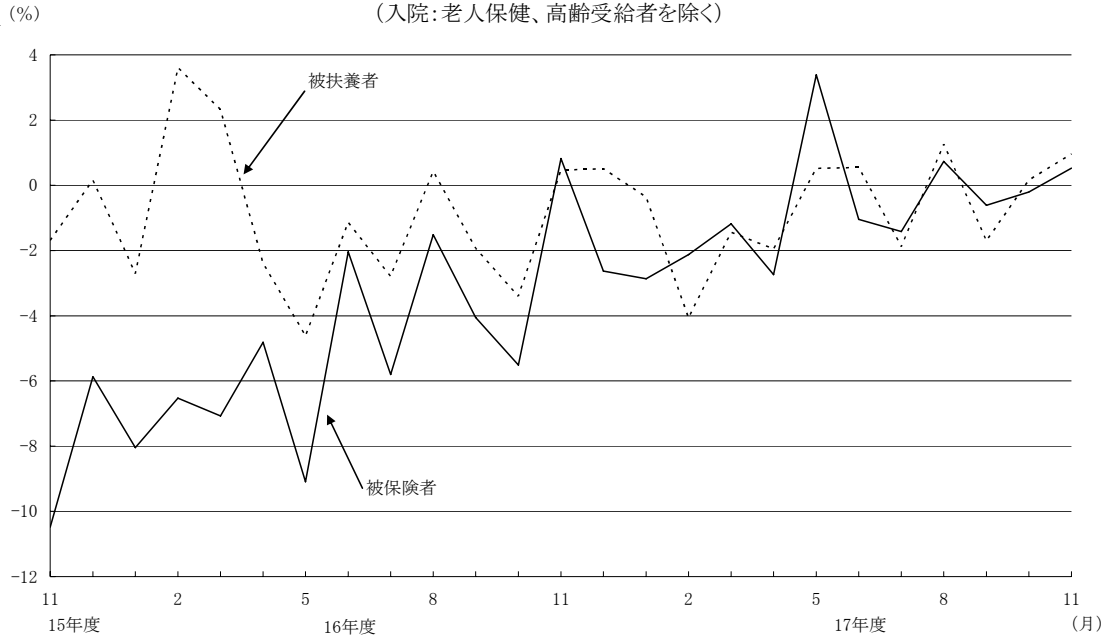
平成17年11月の保険給付費は、3,359億7千万円（対前年同月比3.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,081億9千万円（同4.1%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は116億円1千万円で保険給付費の3.5%を占めている。

### (3) 診療費の状況

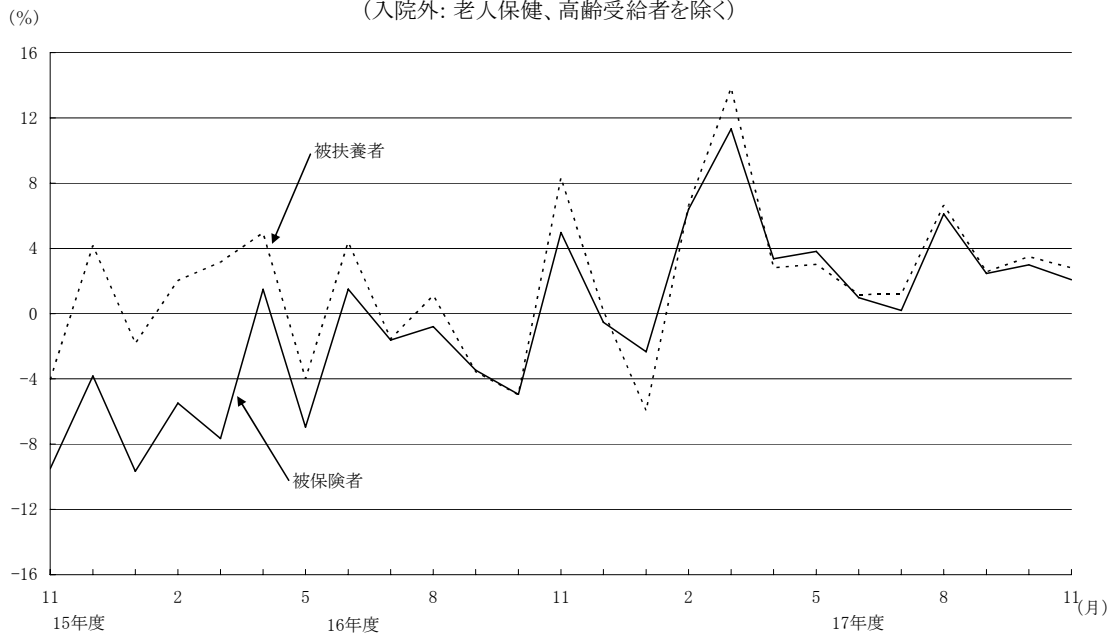
平成17年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,244円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,662円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,392円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が550.75、被扶養者が628.84、高齢受給者が1,418.89であり、1件当たり日数は、被保険者が1.89日、被扶養者が1.97日、高齢受給者が2.40日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,868円、被扶養者が7,818円、高齢受給者が9,813円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成17年11月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比10.1%減）、女子は4千人（同17.1%減）である。

平成17年11月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.632となっている。

#### (2) 給付状況

平成17年11月の保険給付費は、2億7千万円（対前年同月2.6%減）となっており、うち、医療給付費は2億4千万円（同0.2%減）で保険給付費の90.4%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の8.3%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成17年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,411円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,574円、高齢受給者の1人当たり診療費は24,495円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が512.17、被扶養者が460.82、高齢受給者が893.74であり、1件当たり日数は、被保険者が2.37日、被扶養者が2.34日、高齢受給者が2.76日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,576円、被扶養者が8,867円、高齢受給者が9,946円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成17年11月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月2.0%増）、漁船（い）が1千人（同2.3%増）、漁船（ろ）が2万人（同6.0%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同7.8%減）である。

平成17年11月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万729円（対前年同月比1.6%減）、漁船（い）が37万9,807円（同2.7%増）、漁船（ろ）が33万7,974円（同2.4%増）である。平成17年11月末現在の被扶養者数は10万5千人で、扶養率は1.604である。

### (2) 給付状況

平成17年11月の保険給付費は、21億5千万円（対前年同月比2.4%増）となっており、うち、医療給付費は17億8千万円（同2.7%増）で、保険給付費の82.8%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の13.8%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成17年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,404円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,069円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,194円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が504.30、被扶養者が601.34、高齢受給者が1,344.07であり、1件当たり日数は、被保険者が2.24日、被扶養者が2.03日、高齢受給者が2.65日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,970円、被扶養者が8,236円、高齢受給者が9,884円である。